

## 地球温暖化対策に係る国際的な動向（COP21）について

2015年12月18日

革新的環境技術シンポジウム2015

～今後の低炭素社会の実現を目指して～

講演資料から抜粋

経済産業省産業技術環境局 審議官 三又 裕生 氏  
気候変動国際交渉の現状～COP21の結果報告～

## これまでの大きな流れ

・国連気候変動枠組条約（国連加盟国全てが参加）の下で、温室効果ガス削減の取組みを実施。具体的な国際取決めについて話し合うため、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）を1995年から毎年末に開催。

（1992年採択、1994年発効、196ヶ国・地域が参加。日本は1993年に批准）

- 究極の目的 ⇒ 大気中の温室効果ガス濃度の安定化。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。

→ 条約の実効性を高めるために

### 京都議定書

（1997年に京都で開催したCOP3で採択、2005年発効。日本は2002年に批准）

第一  
約束期間

2008年  
～  
2012年

- 先進国のみが条約上の数値目標を伴う削減義務を負う。

#### 【第一約束期間】

- ・日本、EU、ロシア、豪州等が参加。
- ・米国は不参加、カナダは2012年に脱退。

第二  
約束期間

2013年  
～  
2020年

#### 【第二約束期間】

- ・EU、豪州等が参加。
- ・日本、ロシア、ニュージーランドは不参加。

COP16（2010年、メキシコ・カンクン）

- ・各国が自主的に2020年の目標を登録することに合意
- 日本は、▲25%（90年比）を登録（2010年1月）
- その後、▲3.8%（05年比）に差替（2013年11月）
- ※原発を含まない現時点での目標

COP17（2011年、南ア・ダーバン）

- ・2020年以降の将来枠組に向けた検討開始に合意

### 2020年以降の将来枠組

（2015年11月30日～12月11日 COP21@仏・パリで合意予定）

# 温室効果ガス排出シェアおよび京都議定書等の参加カバー率

## 【京都議定書】

22.0%  
(第一約束期間参加国)



13.4%  
(第二約束期間参加国)



## 【COP21】

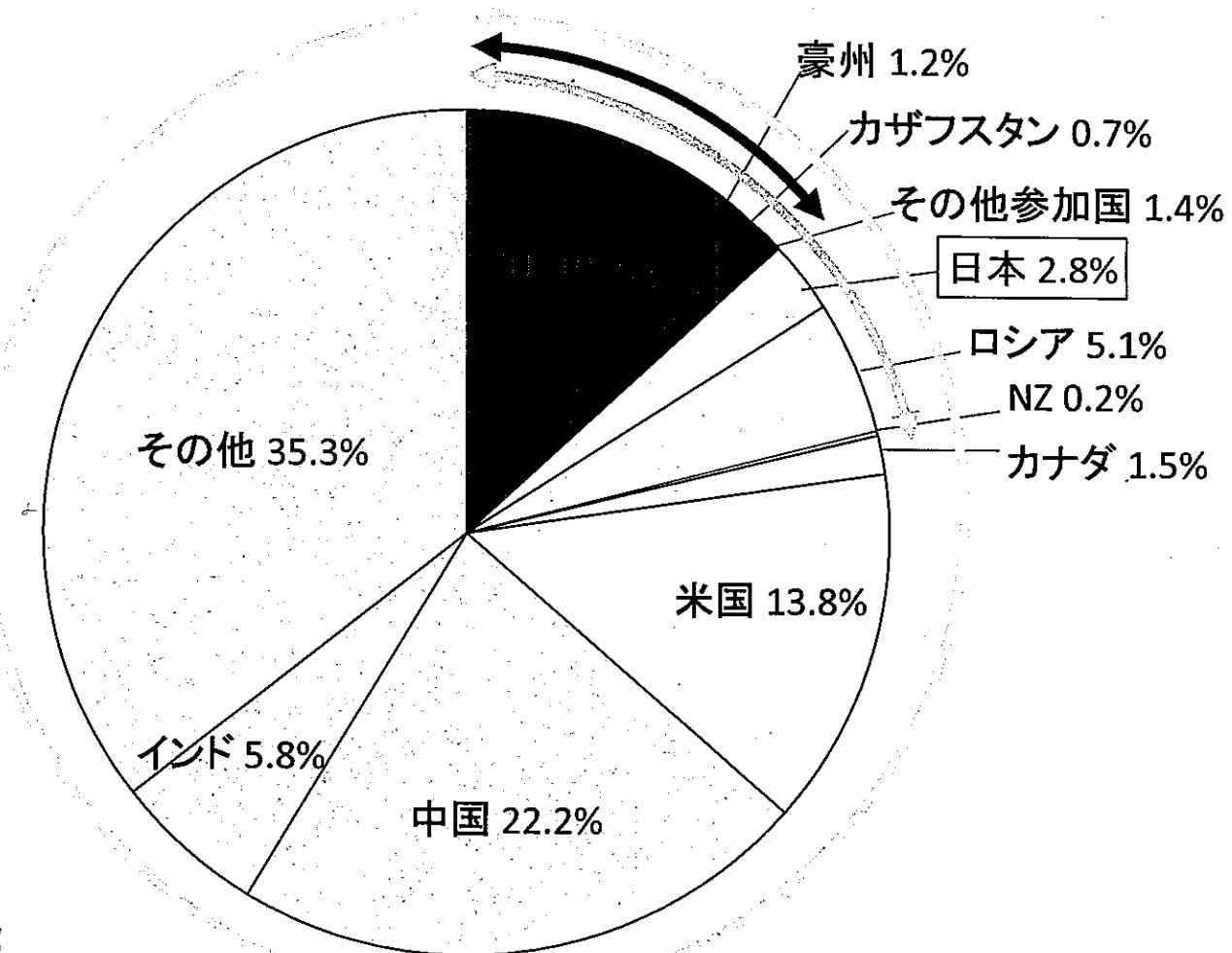


※12月14日時点での目標提出国・地域：

159か国・1地域

(世界の温室効果ガス排出量の95%以上、188か国・地域をカバー)

※排出シェアは2010年時点のもの



出典:IEA ,CO2 Emissions from Fuel Combustion (2014)をもとに経済産業省作成。世界計から、国際海運・航空部門を除いた。

## パリ協定の採択

### <日本の基本ポジション>

2020年以降の国際枠組みは、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的なものであることが必要。

### <パリ協定の交渉と採択>

COP21の後半、仏ファビウス外相が議長となり、閣僚レベルで交渉を行い、12月12日、「パリ協定」が採択された(日本からは、丸川環境大臣及び木原外務副大臣を筆頭に積極的に会合に参加し、議論に貢献。)

### <パリ協定のポイント>

●パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。

- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新、その実施状況を報告し、レビューを受ける
- ✓ 我が国が提案する二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置づけ
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供
- ✓ 5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み(グローバル・ストックテイク)の導入
- ✓ 世界共通の長期目標として、 $2^{\circ}\text{C}$ 目標のみならず $1.5^{\circ}\text{C}$ へ向けた努力、可及的速やかな排出のピークアウト、今世紀後半における排出と吸収の均衡達成への取組 に言及
- ✓ イノベーションの重要性に言及し、技術メカニズム及び資金メカニズムによる支援を位置づけ
- ✓ 協定の発効要件に国数(少なくとも55ヶ国)及び排出量(少なくとも55%)を用いる

## 気候変動に関する先進国・途上国の義務の比較

	枠組条約(1992年)、 京都議定書(1997年)	カン昆合意(2010年) ※法的拘束力なし	パリ協定(2015年) ※法的拘束力あり
緩和 (排出削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は総量削減目標 (京都議定書)</li> <li>・途上国は具体的な削減義務なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は総量削減目標</li> <li>・途上国は「国別緩和行動」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国、途上国とも「国別貢献」を5年毎に提出・更新</li> <li>・先進国は総量削減目標を継続、途上国も時とともに全経済の削減・抑制目標を目指す</li> </ul>
資金支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国から途上国への提供義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国による1000億ドルの資金動員(途上国の緩和行動と透明性が前提)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国の義務は継続</li> <li>・途上国にも任意の支援を奨励</li> </ul>
行動の透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は毎年の排出量報告、4年毎の国別報告(排出量に加え、緩和、適応、支援等の政策・措置を含む)</li> <li>・途上国は期限なしの報告義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は2年毎の「隔年報告書」(目標の達成状況含む)</li> <li>・途上国は2年毎の「隔年更新報告書」(目標の達成状況含まず)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国、途上国とも、</li> <li>・2年毎に「国別貢献」の達成状況等を報告</li> <li>・内容について専門家がレビュー、多国間で検討</li> </ul>

※上記のほかにも、適応、技術開発・移転、能力構築等について規定あり。

## 主要国の約束草案（温室効果ガスの排出削減目標）の比較

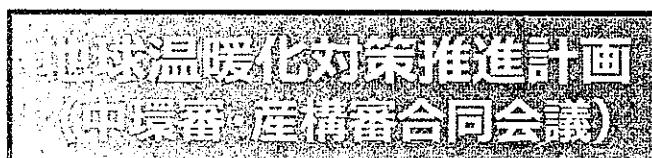
国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0% (2030年)	▲25.4% (2030年)	▲37% (2030年)
米国	▲14～16% (2025年)	▲18～21% (2025年)	▲18～21% (2025年)
EU	▲18% (2030年)	▲35% (2030年)	▲24% (2030年)
中国	2030年までに、2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を -60～-65% (2005年比) 2030年頃に、二酸化炭素排出のピークを達成		
韓国	+81% (2030年)	▲4% (2030年)	▲22% (2030年)

- ◆ 米国は2005年比の数字を、EUは1990年比の数字を削減目標として提出
- ◆ 韓国は「2030年（対策無しケース）比37%削減」を削減目標として提出
- ◆ ①、②について、日本・米国・EU・韓国は2012年、中国は2010年のデータ

## COP21後の国内温暖化対策について

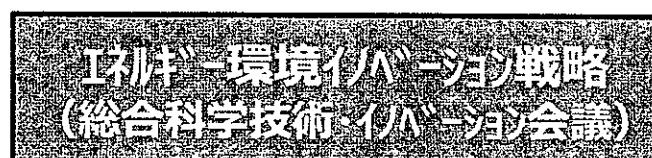
- ・COP21における新たな国際枠組みに関する合意の状況を踏まえ、できるだけ速やかに地球温暖化対策計画を策定する。計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣）が計画案を策定、閣議決定。
- ・合わせて、抜本的な排出削減が見込める革新的技術を特定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」、エネルギー・ミックスを念頭においた「エネルギー革新戦略」をとりまとめる。

### 1. 約束草案実現に向けた計画策定



- 計画で定める主な内容（温対法8条）
  - ・計画期間
  - ・基本的方向性
  - ・温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標
  - ・目標達成のための対策・施策
  - ・特に排出量の多い事業者に期待される事項等

### 2. 革新的技術戦略の策定

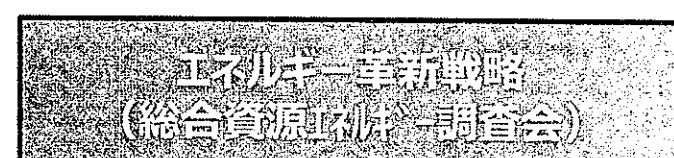


- 戦略で定める主な内容
  - ・有望分野・技術の特定
  - ・期待CO2削減量、開発・運用コストの試算
  - ・技術開発の工程・方針
  - ・責任省庁の明確化等

来春目途 ◎とりまとめ・閣議決定

◎とりまとめ

### 3. エネルギーミックス実現に向けた戦略策定



- 戦略で定める主な内容
  - ・徹底した省エネの実現の方策
  - ・再生可能エネルギーの最大限導入
  - ・石炭火力の高効率化等

◎とりまとめ